

子ども育成基本法案 概要

目 的

「子ども」＝心身の発達の過程にある者

【認識】次代の社会を担う子どもの育成への支援は日本社会の未来への投資である

子どもの育成に関する施策に関し、**基本理念・国の責務等**を明らかにするとともに、**基本となる事項・教育子ども福祉省の設置に関する基本方針**を定めること 等

子どもの育成に関する施策を**総合的かつ計画的に推進**する

子どもの教育、福祉等に関する政策に係る**縦割り行政の弊害を除去し**、
子どもの教育、福祉等に係る**施策を一体のものとして実施**することにより
子どもの育成を支援する社会を実現

基本理念

- ①子どもはそれぞれが異なる個性を持つ**多様な存在**であるとの認識の下、**個人として尊重**されるとともに、その**最善の利益が優先して考慮**される
- ②**不当な差別的取扱い**を受けないようにする
- ③**等しく質の高い教育を受ける機会**が確保され、**福祉を等しく保障**される
- ④子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重**され、**社会における活動に参画する機会**が確保される
- ⑤子どもの**教育を基軸**として、これに係る**施策と子どもの福祉に係る施策**とを適切に組み合わせて**一体的に行われる**ことが確保され、**そのための態勢の確保**が図られなければならない
- ⑥子どもの教育及び子育てについての**第一義的責任を父母その他の保護者が有する**との認識の下、これらの者に対する**切れ目のない支援**を確保する

基本的施策等

- ・国等の**責務等**、**年次報告**、子どもの育成に関する**施策の実施に必要な措置**
- ・子どもの育成に関する**基本的な計画**（国は義務、都道府県・市町村は努力義務）
- ・**広報活動等**、**調査研究**、地方公共団体及び民間の団体への**支援**
- ・閣僚会議「**子ども育成会議**」の設置

教育子ども福祉省の設置に関する基本方針

別に法律で定めるところにより、**教育子ども福祉省**を設置するものとする

子どもの**教育を基軸**として、これに係る**施策と子どもの福祉に係る施策**とを適切に組み合わせて**一体的に行うべき子どもの育成に関する国の施策及びその他の教育に関する国の施策**に係る事務をつかさどる

※できるだけ**早期に設置**することとし、政府は、**教育子ども福祉省**を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り**早い時期に法制上の措置**を講ずる